

令和七年九月  
第三百二十三回定例会

# 青森県議会決算特別委員会記録

十月一日(水)午後四時三分開始

開催場所 西棟大會議室

出席委員二十一名  
年長委員 田名部 定男

田中順造 鹿内博

寺 丸  
田 井  
達  
也 裕

田 夏 大 寺 丸  
端 堀 崎 田 井  
深 嘉 光 達  
雪 一 郎 明 也 裕

清 欠 大 田 夏 大 寺 丸 田  
水 席 澤 端 堀 崎 田 井 中  
悅 委 祥 深 嘉 光 達 順  
郎 員 宏 雪 一 郎 明 也 裕 造  
二  
高 名 夏 大 福 花 櫛 鹿  
橋 坂 平 士 田 引 內

今三  
橋一  
博三  
正規  
小比類卷  
後北工  
藤向藤  
清由悠  
安樹平

出席事務局職員  
議事課長角田正人  
總括主幹下村恭子  
幹山口友一  
副參事鳴海康  
總括主幹専門員  
主查中中野弥壽喜  
主中畠祥将

○田名部年長委員 これより委員長の互選を行います。

委員長の互選の方法は投票と指名推選の両方がありますが、いかがいたしましょうか。——寺田委員。

○寺田委員 指名推選でお願いいたします。

○田名部年長委員 ただいま寺田委員から指名推選の方法によられたいとの御発言がありましたが、これに御異議ありませんか。

○田名部年長委員 慣例により会議の記録署名委員を指名いたします  
櫛引委員、夏堀委員にお願いいたします。

◎ 委員長互選

◎ 会議の記録署名委員指名

〔職員の紹介により、年長委員  
財務部長千葉雄文  
県土整備部長新屋孝文  
会計管理者小坂秀滋  
病院局長田口晋  
代表監査委員佐々木知彦

〔職員の紹介により、年長委員、委員長席に着く〕  
○田名部年長委員 委員会条例の規定により、私が委員長互選のための職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。  
ただいまから決算特別委員会を開きます。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田名部年長委員 御異議なしと認め、互選の方法は指名推選の方法で行います。

指名推選の方法はいかがいたしましたか。——寺田委員。

○寺田委員 蟹沢委員を委員長に推薦いたします。

○田名部年長委員 ただいま寺田委員から御発言がありましたように、蟹沢委員を委員長に指名して御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田名部年長委員 御異議なしと認めます。よって、蟹沢委員が決算特別委員会委員長に決定いたしました。

ただいま委員長になられました蟹沢委員の御挨拶をお願いいたします。蟹沢委員 ただいま委員長に選任いただきました蟹沢正勝でござります。

○蟹沢委員 ただいま委員長に選任いただきました蟹沢正勝でござります。

委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員各位の御協力をお願い申し上げまして御挨拶といたします。よろしくお願ひします。

○田名部年長委員 これをもって私の職務は終了いたしました。

委員長と交代いたします。

〔蟹沢委員、委員長席に着く〕

#### ◎ 副 委 員 長 互 選

○蟹沢委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法は投票と指名推選の両方がありますが、いかがいたしましたか。——寺田委員。

○寺田委員 指名推選をお願いいたします。

○蟹沢委員長 ただいま寺田委員から指名推選の方法によられたいと

の御発言がありましたが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○蟹沢委員長 御異議なしと認め、互選の方法は指名推選の方法で行います。

指名推選の方法はいかがいたしましたか。——寺田委員。

○寺田委員 大崎委員を副委員長に推薦いたします。

○蟹沢委員長 ただいま寺田委員から御発言がありましたように、大崎委員を副委員長に指名して御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○蟹沢委員長 御異議なしと認めます。よって、大崎委員が決算特別委員会副委員長に決定いたしました。

ただいま副委員長になられました大崎委員の御挨拶をお願いいたします。

○大崎委員 ただいま御指名いただきました大崎でござります。

蟹沢委員長を補佐して、公平、公正な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ◎ 運 営 に 関 す る 協 議

○蟹沢委員長 次に、本委員会の運営について協議いたします。

副知事ほか執行部の皆様は退席していただいても結構です。

お手元に決算特別委員会運営協議事項を配付しておりますので、御覧ください。

## 決算特別委員会運営協議事項

- 8 質疑の方法について  
 (1) 質疑は一問一答方式を基本としたいたい。なお、関連する複数の質疑をまとめて行うことも差し支えないものとする。

- 1 番査日程及び質疑の順序について  
 質疑の申出は、花田、小比類巻、福士、工藤(悠)、田名部、大澤、田端、夏坂、後藤、鹿内の各委員、以上10名である。

- したがって、審査日は、10月9日、10日及び14日の3日間とし、質疑の順序は、別紙質疑順序(案)のとおりとしたいたい。
- また、10月15日は審査予備日とし、審査の過程で必要な場合は現地調査を行うこととしたいたい。

- なお、現地調査を行いたい場合は、事務局に申し出でいただきたい。

- 2 質疑の通告について  
 質疑の具体的な内容の通告は、款、項、目及びページを明示の上、10月7日(火)午後1時までに通告することとしたいたい。

- 3 開催場所について  
 西棟8階大会議室とする。

- 4 開会時刻について  
 午前11時といたしたいたい。

- 5 説明員の出席範囲について  
 質疑の通告のあった副知事、監査委員、関係部局長、病院局長、教育長、警察本部長、会計管理者及び関係行政委員会事務局長とする。

- なお、必要に応じて、知事又は病院事業管理者の出席を求めるができるものとする。
- 6 審査方法について  
 全部局を一括して審査いたしたいたい。
- 7 委員会席図について  
 別紙のとおりとしたいたい。

- 8 質疑の時間について  
 (2) 質疑の時間は、1人1時間以内(答弁を含む。)としたいたい。なお、残時間表示は、残時間表示器により行う。
- (3) 質疑時間の終了10分前に予告を、終了時に終了通告をそれぞれメールで行う。

- 9 関連質疑について  
 次のとおり、実施することとしたいたい。
- (1) 要件  
 ① 関連質疑をする者は、質疑者と同一会派であること。  
 ② 関連質疑は、質疑者が通告した範囲内で行うこと。  
 ③ 関連質疑は、質疑者の持ち時間内で行い、当該質疑者の質疑が終了した後に行うこと。

- (2) 通告者の申出  
 関連質疑をする者は、誰の質疑に対して関連質疑をするか10月7日(火)午後1時までに申し出ること。

- (3) 具体的手法  
 ① 関連質疑をする者は、「委員長、関連」と挙手の上、委員長の許可を得て関連質疑を行うこと。  
 ② 質疑者と関連質疑をする者は、質疑内容及び時間配分等について、事前に十分な連携を図ること。

- 10 決算議案に関する説明について  
 委員会における議案の説明は省略いたしたいたい。

- 11 討論について  
 委員会での討論は行わないこととしたいたいたい。

## 決算特別委員会質疑順序 (案)

決算特別委員会席図 (案)

西棟 8 階大会議室

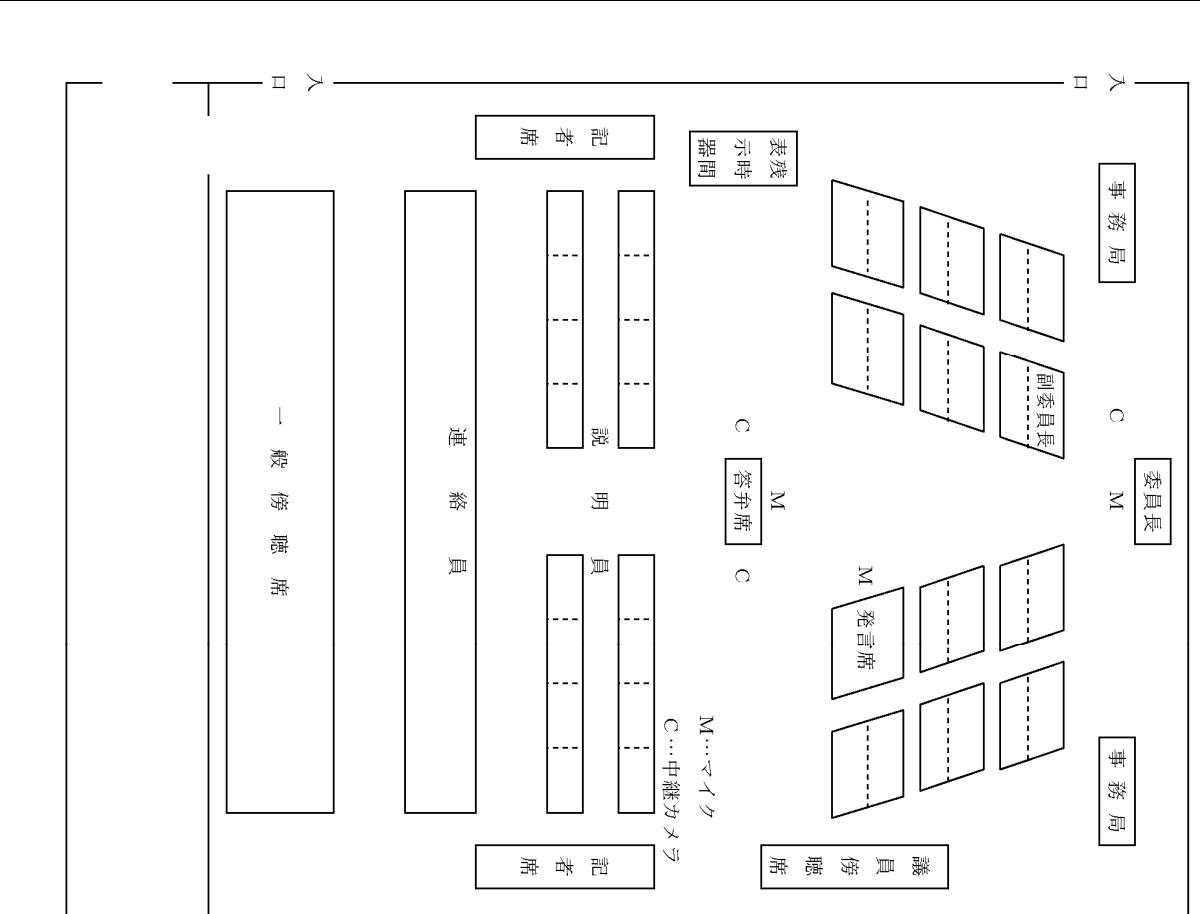
10月 9日 (木)

- 1 花田 栄介 委員 (自民党)
- 2 田名部 定男 委員 (新政未来)
- 3 大澤 様宏 委員 (オール青森)
- 4 小比類巻 正規 委員 (自民党)

10月10日 (金)

- 1 田端 深雪 委員 (共産党)
- 2 夏坂 修平 委員 (公明党)
- 3 工藤 悠平 委員 (自民党)

- 1 後藤 清安 委員 (参政党)
- 2 鹿内 博 委員 (無所属)
- 3 福士 直治 委員 (自民党)



○**姥沢委員長** 一、審査日程及び質疑の順序について。質疑の申出は、花田、小比類巻、福士、工藤悠平、田名部、大澤、田端、夏坂、後藤、鹿内の各委員、以上十名である。

したがつて、審査日は、十月九日、十日及び十四日の三日間とし、質疑の順序は、別紙質疑順序（案）のとおりといたしたい。また、十月十五日は審査予備日とし、審査の過程で必要な場合は現地調査を行うことといたしたい。なお、現地調査を行いたい場合は、事務局に申し出でいただきたい。

二、質疑の通告について。質疑の具体的な内容の通告は、款、項、目及びページを明示の上、十月七日火曜日午後一時までに通告することといたしたい。

三、開催場所について。西棟八階大会議室とする。

四、開会時刻について。午前十一時といたしたい。

五、説明員の出席範囲について。質疑の通告のあつた副知事、監査委員、関係部局長、病院局長、教育長、警察本部長、会計管理者及び関係行政委員会事務局長とする。

なお、必要に応じて、知事又は病院事業管理者の出席を求めることができるものとする。

六、審査方法について。全部局を一括して審査いたしたい。

七、委員会出席図について。別紙のとおりといたしたい。

八、質疑の方法について。

（一）質疑は一問一答方式を基本といたしたい。なお、関連する複数の質疑をまとめて行うことも差し支えないものとする。

（二）質疑の時間は、答弁を含め一人一時間以内といたしたい。なお、残時間表示は、残時間表示器により行う。

（三）質疑時間の終了十分前に予告を、終了時に終了通告をそれぞれズザーで行う。

九、関連質疑について。次のとおり、実施することといたしたい。

（一）要件。①関連質疑をする者は、質疑者と同一会派であること。  
②関連質疑は、質疑者が通告した範囲内で行うこと。  
③関連質疑は、質疑者の持ち時間内で行い、当該質疑者の質疑が終了した後に行うこと。

（二）通告者の申出。関連質疑をする者は、誰の質疑に對して関連質疑をするか十月七日火曜日午後一時までに申し出ること。

（三）具体的な手法。①関連質疑をする者は、「委員長、関連」と挙手の上、委員長の許可を得て関連質疑を行うこと。

②質疑者と関連質疑をする者は、質疑内容及び時間配分等について、事前に十分な連携を図ること。

十、決算議案に関する説明について。委員会における議案の説明は省略いたしたい。

十一、討論について。委員会での討論は行わないことといたしたい。

以上のとおりですが、何か御質問、御意見等ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○**姥沢委員長** 特にないようでありますので、このように決定いたします。

ほかに何かございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○**姥沢委員長** なお、今後、委員会運営に關わる協議事項が生じた場合は、運営協議会を開催し、協議することにいたします。

次回の委員会は、十月九日、午前十一時から開催いたします。これをもつて本日の委員会を終わります。

午後四時十三分散会